

求職活動等に関するルール

1. 面接・面談等の求職活動等の実施方法に関するルール

①対応者：

面接、面談等の求職活動等には原則として複数の社員で対応する。ただし、求職者の状況や業務上の必要性がある場合はこの限りではない。

②面接・面談等の時間帯：

原則、就業時間内に行う。（深夜・早朝には行わない）

③面接・面談等の場所：

本社・支社支局の業務スペースなど、人事・総務部が指定した社内の場所で行う。
また、密室での一対一の状況を回避する。

2. 連絡手段・コミュニケーションに関するルール

①連絡手段・業務時間外の連絡制限：

選考に関する連絡は原則就業時間内に、会社の公式なツール（採用専用メールアドレス・マイナビ等）を通じて行う。

②食事・飲酒を伴う場のルール化：

懇親会等を実施する場合は、複数名での実施を原則とし、個別の飲食への誘いは禁止する。

③私的な連絡先交換の禁止：

個人の SNS アカウント、私用の携帯電話番号等を交換しない。

3. 面接担当者の求職者等に対する質問内容・言動に関するルール

①禁止質問事項の明確化：

容姿、体型、恋人の有無、結婚観、性的指向等、業務と関係のない質問をしないよう面接実施要領を作成。面接担当社員に対して配布、上記注意点を事前に説明し、求職者等に対する言動に注意するよう周知する。

②評価基準からの排除：

容姿や性的魅力等を採用可否の判断基準に含めないことを明文化する。

4. 相談・申告に関するルール

求職者等からの相談窓口の明示：

採用 HP や説明会等で、ハラスメントに関する相談窓口を明示する。